資料2　廃棄物管理施設に係る設工認申請設備ごとの特定廃棄物管理施設の「技術基準」に関する規則一覧

| 特定廃棄物管理事業に関する規則の区分ごとの申請設備機器 | | | 設置場所 | 新規/既存 | 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則 | | |

資料2　廃棄物管理施設に係る設工認申請設備ごとの特定廃棄物管理施設の「技術基準」に関する規則一覧

| 特定廃棄物管理事業に関する規則の区分ごとの申請設備機器 | | | 設置場所 | 新規/既存 | 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理埋設の技術基準に関する規則 | | |

資料2　廃棄物管理施設に係る設工認申請設備ごとの特定廃棄物管理施設の「技術基準」に関する規則一覧

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則

| 特定廃棄物管理事業に関する規則の区分ごとの申請設備機器 | | | | | 設置場所 | 新規／既存 | 第四条 | 第五条 | 第六条 1項 | 第六条 2項 | 第六条 3項 | 第七条 | 第八条 1項 洪水 | 第八条 1項 降水 | 第八条 1項 風（台風） | 第八条 1項 電磁 | 第八条 1項 凍結 | 第八条 1項 積雪 | 第八条 1項 雷害 | 第八条 1項 地滑り | 第八条 1項 火山 | 第八条 1項 生物学的事象 | 第八条 1項 森林火災 | 第八条 1項 組合せ | 第八条 2項 空港等の航空機の墜落 | 第八条 2項 ダム崩壊 | 第八条 2項 貯槽の決壊 | 第八条 2項 近隣工場等の火災 | 第八条 2項 有毒ガス | 第八条 2項 船舶の衝突 | 第八条 2項 電磁波障害 | 第九条 | 第十条 1項 一号 | 第十条 1項 二号 | 第十条 1項 三号 | 第十条 1項 四号イ | 第十条 1項 四号ロ | 第十条 1項 四号ハ | 第十一条 1項 | 第十一条 2項 | 第十一条 3項 | 第十一条 4項 | 第十一条 5項 | 第十二条 1項 | 第十二条 2項 | 第十二条 3項 | 第十三条 1項 1号 | 第十三条 1項 1項一号イ | 第十三条 1項 1項一号ロ | 第十三条 1項 1項一号ハ | 第十三条 1項 1項一号ニ | 第十三条 2項 | 第十四条 1項 一号 | 第十四条 1項 二号 | 第十五条 1項 | 第十五条 2項 | 第十六条 1項 1項一号 | 第十六条 1項 1項二号 | 第十六条 1項 1項三号 | 第十六条 1項 1項四号 | 第十六条 1項 1項五号 | 第十六条 2項 | 第十七条 1項 | 第十七条 2項 1項一号 | 第十七条 2項 1項二号 | 第十七条 2項 1項三号 | 第十八条 1項 1項一号 | 第十八条 1項 1項二号 | 第十八条 1項 1項三号 | 第十八条 1項 1項四号 | 第十八条 1項 1項五号 | 第十八条 2項 | 第十九条 | 第二十条 1項 | 第二十条 2項 | 第二十一条 一号 | 第二十一条 二号 | 第二十一条 三号 | 第二十一条 四号 | 第二十二条 | 第二十三条 1項 | 第二十三条 2項 | 第二十三条 3項 |
|---|---|---

資料2　廃棄物管理施設に係る設工認申請設備ごとの特定廃棄物管理施設の「技術基準」に関する規則一覧

| 特定廃棄物管理事業に関する規則の区分ごとの申請設備機器 | | | | 設置場所 | 新規/既存 | 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則 | | | |